○大阪高等検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日大阪高等検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

大阪高等検察庁検事長　柳　俊夫

大阪府大阪市福島区福島一丁目一番六〇号大阪中之島合同庁舎　大阪高等検察庁総務部企画調査課内情報公開窓口

○名古屋高等検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日名古屋高等検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

名古屋高等検察庁検事長　藤田　昇三

愛知県名古屋市中区三の丸四丁目三番一号　名古屋高等検察庁総務部企画調査課内情報公開窓口

○広島高等検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日広島高等検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

広島高等検察庁検事長　梶木　壽

広島県広島市中区上八丁堀二番一五号広島地方法務合同庁舎　広島高等検察庁総務部企画調査課内情報公開窓口

○福岡高等検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日福岡高等検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

福岡高等検察庁検事長　麻生　光洋

福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目五番三〇号　福岡高等検察庁総務部企画調査課内情報公開窓口

○仙台高等検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日仙台高等検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

仙台高等検察庁検事長　岩村　修二

宮城県仙台市青葉区片平一丁目三番一号　仙台高等検察庁総務部企画調査課内情報公開窓口

○札幌高等検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日札幌高等検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

札幌高等検察庁検事長　北田　幹直

北海道札幌市中央区大通西一二丁目札幌第三合同庁舎　札幌高等検察庁総務部企画調査課内情報公開窓口

○高松高等検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日高松高等検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

高松高等検察庁検事長　勝丸　充啓

香川県高松市丸の内一番一号高松法務合同庁舎　高松高等検察庁総務部企画調査課内情報公開窓口

○東京地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日東京地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

東京地方検察庁検事正　鈴木　和宏

別表

検察庁の名称	事務所
東京地方検察庁 東京区検察庁 八丈島区検察庁 伊豆大島区検察庁 新島区検察庁 八王子区検察庁 立川区検察庁 武蔵野区検察庁 青梅区検察庁 町田区検察庁	東京都千代田区霞が関一丁目一番一号　東京地方検察庁総務部企画調査課内情報公開窓口

○横浜地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日横浜地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

横浜地方検察庁検事正　河村　博

別表

検察庁の名称	事務所
横浜地方検察庁 横浜区検察庁 神奈川区検察庁 保土ケ谷区検察庁 川崎区検察庁 鎌倉区検察庁 藤沢区検察庁 相模原区検察庁 横須賀区検察庁 平塚区検察庁 小田原区検察庁 厚木区検察庁	神奈川県横浜市中区日本大通九　横浜地方検察庁総務部企画調査課内情報公開窓口

○さいたま地方検察庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、別表の上段に掲げる検察庁の公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を定めたので、次のとおり告示し、平成十三年三月十九日浦和地方検察庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年三月三十一日

さいたま地方検察庁検事正　坂井　文雄

別表

検察庁の名称	事務所
さいたま地方検察庁 さいたま区検察庁 川口区検察庁 大宮区検察庁 久喜区検察庁 越谷区検察庁 川越区検察庁 飯能区検察庁 所沢区検察庁 熊谷区検察庁 本庄区検察庁 秩父区検察庁	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一六番五八号さいたま法務総合庁舎　さいたま地方検察庁総務部企画調査課内情報公開窓口